

昭和38年4月10日



136号

# 区政のお知らせ

足立区役所

発行  
足立区千住1の50  
東京都足立区役所  
湯浅孝治  
編集  
総務課総務係  
電話代表2151  
安藤義雄  
印刷  
株式会社 巧文社(織田)

## みんなで選ぼうわれらの代表



新議員を待つ区議会議事堂

都知事・都議会議員選挙 投票日 4月17日(水)

区議会議員選挙 投票日 4月30日(火)

- 補充選挙人名簿へ登録するために申請して資格を得た人については、入場券をお配りできませんので、当日所属の投票所に印鑑をお持ちの上ご自身が申し出て下さい。
- 投票用紙色わけ——知事はたまご色，都議はうすみどり色，区議はうすぎんねずみ色。
- 17日の投票順序は，都議が先きで知事があとです。投票用紙をまちがえて書くと無効になります。

昭 和 38 年 度 予 算 き ま る

一 般 会 計 総 額 25 億 4 千 8 百 万 円

昭和三十八年度予算が去る三月十五日の第一回定例区議会にて議決になりました。この規模は、一般会計当初予算二〇億七千七百余円、第一次追加予算五億四〇四二万余円で一般会計合計二五億四八二〇万余円、国民健康保険事業会計当初予算四億九千九百七十余円、質屋事業会計当初予算二億四八〇万余円で予算総額は、三〇億六千九百七十八万八千九百円です。

この内一般会計予算を前年度同期と比較してみますと、一億二千九百七十七万二千六百余円増加となっております。

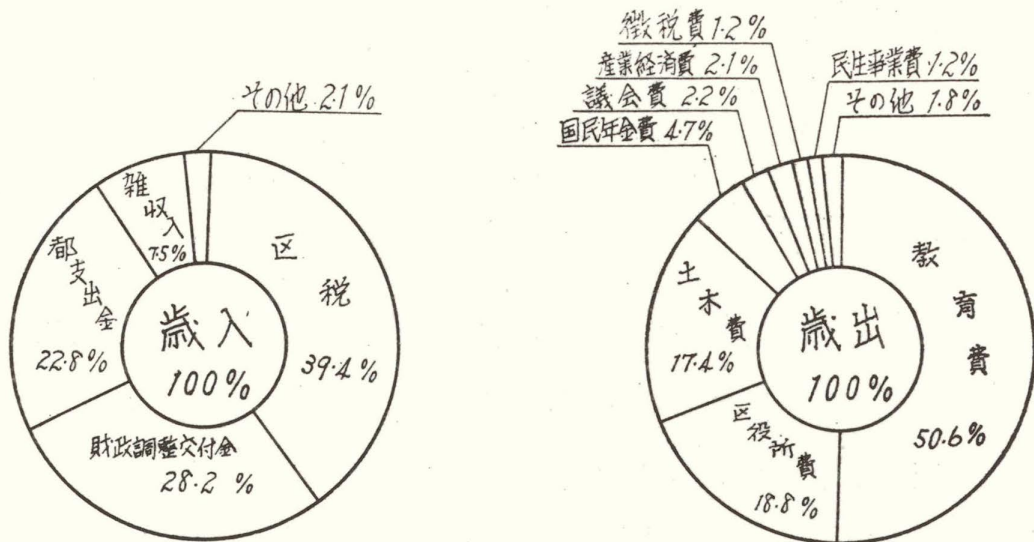
本年度当初予算の編成は、現在地方財政制度の改革および都区間の行政事務の再配分について審議検討が進められていますので、とりあえず既定の事務事業の執行に要する年間必要限度額を予算化し、新規経費については、改選による新議会成立等諸般の決定をまわって、追加予算に計上する方針です。以上の方針に基づいて決定した当初予算および第一次追加予算の各款別計上額は下記のとおりです。これらの経費を賄う財源としては、所得水準の向上および人口増等に伴う区税収入、国、都からの交付金、事務事業に伴う使用料および手数料、都からの財政調整交付金、その他雑収入等の財源を見込みました。

歳出の主な事務事業について説明いたしますと、

一般会計では、

土木費……公園二一カ所の

昭 和 38 年 度 当 初 第 1 次 追 加 予 算 (一 般 会 計)



歳 入

歳 出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(Δ)減
区 税	1,003,863,233	585,093,014	418,770,219
公営企業及財産収入	2,871,238	41,037,299	△38,166,061
使用料及手数料	38,308,844	31,437,850	6,870,994
国庫支出金	12,400,550	9,149,440	3,251,110
都支出金	580,897,270	627,557,234	△46,659,964
寄 附 金	1	1,300,000	△ 1,299,999
繰 入 金	362,000	362,000	0
繰 越 金	1	1	0
雑 収 入	190,878,886	157,448,122	33,430,764
財政調整交付金	718,622,000	968,847,000	△250,225,000
歳入合計	2,548,204,023	2,422,231,960	125,972,063

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(Δ)減
議 会 費	56,774,480	51,495,570	5,278,910
区 役 所 費	479,903,065	397,240,682	82,662,383
土 木 費	444,328,538	429,268,554	15,059,984
建築事業費	4,800,528	35,278,510	△30,477,982
教 育 費	1,288,735,175	1,274,462,961	14,272,214
民生事業費	29,947,369	38,285,350	△ 8,337,981
国民年金費	118,524,714	92,237,115	26,287,599
文化施設費	8,852,341	5,930,524	2,921,817
産業経済費	52,537,190	47,436,866	5,100,324
選 挙 費	9,404,830	7,015,353	2,389,477
徴 税 費	30,098,709	20,699,335	9,399,374
諸 支 出 金	19,297,084	17,881,140	1,415,944
予 備 費	5,000,000	5,000,000	0
歳出合計	2,548,204,023	2,422,231,960	125,972,063

維持管理費九〇万円、児童遊園六カ所の管理費二四九万円、街路灯(六三三七灯)の維持費一二七四万円、民間設置の防犯灯に対する補助費(三四八九灯)三四八万円、路面補修費二カ所分一億七〇万円、雪見橋(台橋)外三橋の架替工事費八五五万円、側溝改修費一カ所分七二二万円、水路の改修費一五カ所分一億六五〇〇万円、排水場二七カ所の管理費三一五五万円、区画整理組合設立準備助成費一〇〇万円。

教育費………中学校二四校(分校を含む)の運営経費八四〇七万円、中学二年生(全員)用一人机、椅子の購入費二一八八万円、中学校の特別教室充実費八一〇万円、小学校四九校(分校を含む)の運営経費一億二〇九万円、小学校五年全学級にテレビを設置する経費七九四万円、特殊学級二四学級の運営費三五八万円、給食費支払困難者に対する扶助費四三一八八分一九五二万円、前年度建設した日光林間学園の浴場用ボイラ

1、渡り廊下の追加工事および調度備品費等七七〇万円、不健全な生活環境にある児童生徒を収容し健全生活を営ませるための施設「健全の家」の運営費三四〇万円、小中学校の校庭整備費二〇校分二〇〇〇万円、学校プール建設費(区単独事業新設一基および都失対事業新設二基の給排水、更衣室等の附帯工事)一五五八万円、図書館三館の運営費五五三万円、青年館の運営費一七四万円。

民生事業費……「町をきれいにする運動」の推進費および事業費六七七万円、青少年不良化防止運動の助成費一五〇万円、保育園六カ所の運営費一八七万円。

〇万円等であります。第一次追加予算は、都からの交付金を主な財源として、小中学校の校舎(増改築鉄筋七〇教室)と屋内体操場(四校)の建設費に五億三四二八万円および都議会議員、都知事、区議会議員、農業委員会委員等の選挙執行費に六一四万円を計上しました。

産業経済費……中小企業者に対する夏季および年末の融資事業費四五一七万円、農業委員会および農産奨励等に要する対策費四六六万円。

**国民健康保険条例の一部改正について**

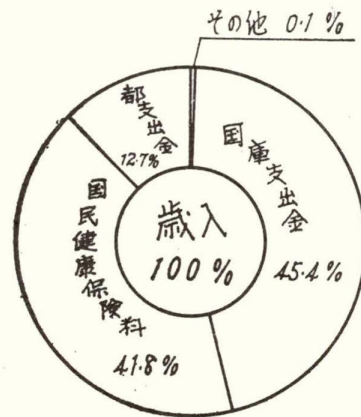
四月一日から足立区国民健康保険条例の一部がかわり、一、結核予防法の適用をうける医療については、本人負担分の費用を全部国保で給

二、精神衛生法の適用をうける保護入院費用は、公費で負担することになっていましたが、その世帯の支払能力によっては、全額または一部の費用を負担する場合もありました。しかし今回の改正で、本人が支払った費用は、申請に基づき全額療養費として支給します。

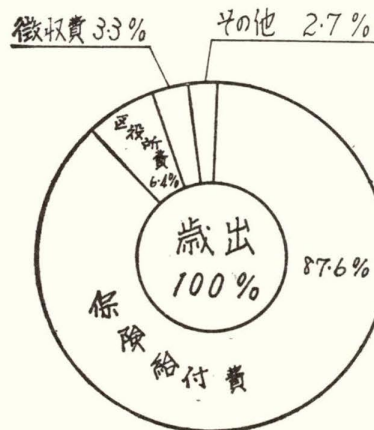
三、保険料の均等割が五百円に引き下げられました。☆保険料については、地方税法の改正による負担の加重をきたさないように、昭和三十八年度に限り、従来の被保険者均等割六百円を五百円に引き下げたもので、皆さんのお宅にお送りした保険料納額告知書は、改正後の率で計算したものです。

昭和38年度国民健康保険事業会計

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減
国民健康保険料	206,140,643	146,415,532	59,725,111
使用料及手数料	159,620	173,771	△ 14,151
国庫支出金	224,013,718	190,098,758	33,914,960
都支出金	62,548,000	70,532,129	△ 7,984,129
繰越金	1	1	0
雑収入	108,301	446,941	△ 338,640
歳入合計	492,970,283	407,667,132	85,303,151



科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減
区役所費	31,666,171	29,513,499	2,152,672
保険給付費	431,593,928	351,857,504	79,736,424
保健施設費	1,939,000	1,753,800	185,200
徴収費	16,334,994	15,233,529	1,101,465
諸支出金	3,188,190	2,576,800	611,390
予備費	8,248,000	6,732,000	1,516,000
歳出合計	492,970,283	407,667,132	85,303,151



# 交通安全区宣言

産業文化の発展と国民生活の向上に伴い、近時、車輛交通の幅濶は目に余るものがある。特に足立区は埼玉県に接し、北関東・東北地方並びに都心・東海道方面に通ずる重要路線と、これに付随した準幹線道路の通過車輛は増加の一途を辿ると共に、国鉄・私鉄との平面交差も多く且つ交通安全思想の軽視等も加わり、交通事故多発の傾向にあることは真に憂慮にたえないところである。

交通安全とその円滑を期することは、国民の均しく希求するところであり本区からこの痛ましい災禍の絶滅を期するため、区民に対し交通安全思想の普及徹底をはかり、真に明るく住みよい足立区を建設するため、足立区を交通安全区とすることを宣言する。

右決議する。

昭和三十八年三月十五日

東京都足立区議会

## 区議会で交通安全区を宣言

### 区民こそつて安全区の実現に努力しよう

去る三月十五日開会の第一回足立区議会定例会において上記のとおり本区を交通安全区とする宣言決議がなされた。この趣旨の徹底をはかるため、交通安全運動等はもちろん、平素からより一層のご協力をお願いします。

特に最近の交通事故の原因を調べてみますと、歩行者が交通道徳を守らなかったばかりに、車がよけそこなって事故をおこしたなど、運転者ばかりの罪をせめられない点が多くあり、一般の注意が強く要望されています。

#### ■歩行者の方は

- (1) 近くに横断歩道のあるところでは、廻り道でも必ず横断歩道を渡りましょう。
- (2) 車の直前や、直後の横断はやめましょう。
- (3) 小さなお子さんの一人歩きや自転車の二人乗りはやめましょう。
- (4) 車をお持ちの方および運転する方は
  - (イ) 雇用主や、使用者はもちろん周囲の人も、車を運転する人には絶対に酒を飲ませないようにして下さい。
  - (ロ) 無免許で運転したり、また

運転させるのはやめましょう。

- (イ) スピード違反をしない。
- (ロ) 道路を車庫がわりに使わないで下さい。
- (ハ) 横断歩道または信号に従って道路を横断する歩行者があるときは、必ず一時停止または徐行して歩行者の通行を妨げないようにしましょう。
- (ニ) 学校の付近や、子供がいる道では特に注意し徐行して下さい。

### 全小中学校に通学路を選定

#### 新学期からいっせいに実施

教育委員会では、小中学校児童生徒の交通安全をはかるため、全学校に通学路をもうけ、この安全な通学路をとって学校へ通わせることになりました。

これは、東京都が新学期からいっせに行なうもので、各学校長から指示がありまして、少し廻り道になっても必ず通学路で通うようご家庭でもご協力下さい。

通学路には、通学路であることを標示し、必要な箇所は

- (1) バックするときは、死角に子供がいるときがあるので、必ず安全を確かめて下さい。
- (2) 道路は広く使いましょ
- (3) 道路を不正に使って狭くすることは事故のもとです。
- (4) 理立工事や、建築工事現場では、歩行者の方も十分注意して下さい。
- (5) 雨降りの日は、運転者も、歩行者も無理をせず注意しましょう。

なお、通学路に面した商店や工場はもちろん、各ご家庭でも児童生徒が安全に歩行できるように道路を狭くしているものを片付けるなどしてご協力下さい。